

新型コロナウイルス感染症に関連する保証制度の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により発動した危機関連保証制度については、**指定期間内に貸付を執行していただくことが必要**となりますので、ご注意ください。

危機関連保証の認定書を利用した保証制度は以下のとおりです。

協会制度

危機関連保証

伴走特別

(伴走支援型特別保証制度)

県制度

県危機関連

(長崎県緊急資金繰り支援危機関連保証制度)

長崎市制度

長危機関連

(長崎市中小企業災害普及支援危機関連保証制度)

佐世保市制度

佐危機関連

(佐世保市中小企業緊急経営対策危機関連保証制度)

危機関連保証の現時点での指定期間は、令和3年12月31日までとなっています。

※指定期間が延長された場合は、その延長された指定期間内に貸付を執行していただく必要があります。

認定書		指定期間	認定基準
セーフティネット4号(SN4号) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号	新型コロナウイルス感染症にかかるもの	令和2年2月18日 ～ 令和3年12月1日	最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少
セーフティネット5号(SN5号) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号	需要の著しい減少とにより中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められる業種(535業種)	令和3年8月1日 ～ 令和3年12月31日	最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少
危機関連 中小企業信用保険法第2条第6項	新型コロナウイルス感染症にかかるもの	令和2年2月1日 ～ 令和3年12月31日	最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比15%以上減少